

### (3) 教育研究評議会

#### ① 設置の趣旨（目的）及び組織

##### ア 組織設置の趣旨（目的）

教育研究評議会は、国立大学法人法第 21 条に則り整備された国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則に基づき、次のとおり本学の教育研究に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- ii) 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- iii) 基本規則（本法人の経営に関する部分を除く。）、学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 教員人事に関する事項
- v) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- vi) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- vii) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- viii) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ix) その他本学の教育研究に関する重要事項

##### イ 組織の構成及び構成員等

教育研究評議会は、学長、学長が指名した理事（1 人）、副学長、附属図書館長、学系長、専攻長、学長が指名した附属学校長（1 人）、学長が指名した教授若干人及び学長が指名した事務系職員若干人で組織されている。教育研究評議会規則において、「監事は、教育研究評議会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事に出席を求めている。

#### ② 運営・活動の状況

##### ア 委員会等の開催状況

教育研究評議会は、原則、第 2 水曜日に開催。令和 3 年度においては、14 回（第 279 回～第 292 回）開催した。

##### イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①副学長の選考、②教員人事、③学長選考会議委員及び同予備委員の選出、④令和 4 年度大学改革に伴う設置認可に係る申請書類、⑤研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正に伴う研究費不正使用防止対策、⑥名誉教授の選考、⑦令和 3 年度以降の大学間連携協定締結の方針、⑧大学教員人事計画の改定、⑨令和 2 事業年度の業務実績に関する評価、⑩大学機関別認証評価、⑪ブランデンブルク工科大学との交流協定締結、⑫第 4 期中期目標・中期計画検討特別委員会における議決の取扱い、⑬コース等における教員選考基準共通フォーマット、⑭教育研究評議会の専門委員会における議決を教育研究評議会の議決とみなす審議事項、⑮第 4 期中期目標・中期計画の策定、⑯令和 4 年度大学院改組に係る設置報告書の提出、⑰令和 4 年度概算要求、⑱育英大学との協定締結等、⑲大学改革に伴う大学院担当教員審査、⑳教員選考委員会規程の一部改正、㉑コース等における教員選考基準共通フォーマットの一部改正、㉒コース等における教員選考基準㉓上越教育大学の研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程の一部改正㉔上越教育大学の研究活動にお

ける不正行為防止対策に関する基本方針及び不正行為防止計画の策定、②⑤上越教育大学共同研究取扱規程及び上越教育大学受託研究取扱規程の一部改正、②⑥教員養成フラッグシップ大学への申請、②⑦NPO 法人及び民間事業者との協定締結、②⑧経営協議会学外委員の選考、②⑨常葉大学短期大学部との協定締結等、③⑩大学機関別認証評価に係る対応、③⑪教育研究組織規則等の改正、③⑫大学教員人事計画の改定、③⑬サイバーセキュリティ対策等基本計画の更新、③⑭「第4期中期目標（原案）・中期計画（案）」の提出、③⑮業務方法書の変更、③⑯令和4年度大学院改組に伴う学内規則等の改正、③⑰求人公募におけるオンライン化・応募者の負担軽減への対応、③⑱令和4年度以降の大学院専門職学位課程のプロフェッショナル科目における全コース共通で開設する科目の取扱い、③⑲上越教育大学教務委員会規程の一部改正、④⑩部局長等の選考、④⑪コース等における教員選考基準の改定、④⑫大学教員人事計画の改定、④⑬大学教員人事計画の策定に係る基本方針等の一部改正、④⑭経営協議会学外委員の選考、④⑮自己点検・評価規則の一部改正、④⑯令和4年度に係る自己点検・評価実施計画、④⑰基本規則及び教育研究評議会規則の一部改正、④⑱令和4年度以降の学校教育学部における卒業要件区分及び単位数等であった。

#### ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

今年度は特に第4期中期目標・中期計画について適宜報告・審議し、重点的な検討を行った。

#### ③ 優れた点及び今後の検討課題等

教育研究評議会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分な成果を上げている。特に、教員及び事務系職員が一体となった大学運営の観点から、役員、教員及び事務系職員で教育研究評議会を構成している。なお、監事及び学長特別補佐に毎回出席を求め、意見を聴取しているため、本学の運営に関し多様な意見が反映されている。